

教職員による児童・生徒への性暴力(含わいせつな行為)根絶に向けた約束 ～小谷小学校教職員の「信頼」を守るために～

1 <教職員共通理解事項>

- ・わいせつな行為は、被害者の人権を踏みにじり、子ども達や保護者をはじめ、県民の学校教育に寄せる信頼を著しく失墜させる悪質な行為であること。
- ・教職員は、児童・生徒に対して優位な立場にあることを踏まえ、どんな場合でも児童・生徒に対するわいせつな行為は一切許されないこと。
- ・教職員は、高い倫理観・使命感が求められていること。
- ・教職員は、児童、生徒の将来を預かる重大な責務があること。
- ・教職への誇りと気概をもち、一丸となって不祥事根絶に向けて取り組むこと。
- ・教育公務員として、遵守すべき諸法令を踏まえ、全体の奉仕者としての自覚と責任をもって職務に専念するとともに、誠実かつ公正な職務の遂行に努めること。
- ・どのような言動がわいせつな行為やセクシャル・ハラスメントの行為にあたるかを理解していること。

2 <わいせつな行為とは>

- ・強姦、公然わいせつ、わいせつ物頒布、強制わいせつ、のぞき、痴漢、陰部等の露出、淫行、不適切な裸体・下着姿の撮影(含 盗撮等)、わいせつ目的をもって体に触ること等をいう。

<セクシャル・ハラスメントとは>

- ・相手を不快にさせる性的な言動等をいう。

3 <未然防止・根絶に向けた小谷小職員約束事>

(1)「児童・生徒の撮影画像に対して」

- ・教育目的外はもちろん、教育目的でも不必要な児童、生徒の撮影や録画をしない。
- ・児童、生徒の撮影をする際は、個人所有の携帯電話、スマートフォンによる撮影は行わない。
- ・児童、生徒の撮影をする際は、原則として学校所有の公用デジタルカメラを使用し、撮影後は速やかに画像データを校内ファイルサーバー等に移動する。(カメラに残さない)

(2)「児童・生徒への指導及び相談事に対して」

- ・児童、生徒、保護者との電話、メールや無料通信アプリ等による私的な連絡は行わない。
- ・児童、生徒を私的の用件では自家用車に乗せない。
- ・教室や特別教室等において、児童、生徒を指導、相談する際は、ドアを開放したり、複数で対応したりすることを原則とする。
※相談内容等によっては、この限りではない。
- ・教室の扉の小窓などは、全面目隠し等をしない。外から誰も見えないようにする。
- ・指導の際、児童・生徒の体に不必要に触れる、あるいは、セクシャル・ハラスメントにつながる可能性のある言動は行わない。(含 同僚、保護者に対しても)
- ・児童、生徒の体型やスリーサイズなど身体的特徴を話題にしないことを原則とする。
※ただし、発育測定、健康診断等については、この限りではない。

- ・校外で児童、生徒、保護者と私的に会うなど、職務と関係のない行動や保護者、県民等から疑念を招く行為は行わない。
- ・児童、生徒を「○○ちゃん」等、特別な呼称で呼ばない。

(3) 「同僚、保護者に対して」

- ・わいせつな行為、セクシャル・ハラスメントは、同僚、保護者等の大人同士の間でも起こり得ることから、相手を傷つけるような言動は行わない。

(4) 「報告・連絡・相談」

- ・わいせつな行為の疑い、不適正な室管理、不適切な指導方法等を感じた時は、校長等に報告する。あるいは、校内相談窓口（保健室）、校外通報、公的相談窓口へ連絡する。

<児童・生徒、保護者>

- ・校内ルールが守られていない場合は、校長、教頭、PTA会長、あるいは校内相談窓口（保健室）、公的相談窓口に連絡する。

4 校外・公的相談窓口

(1) 児童・生徒、保護者を対象

① 学校生活相談センター

電 話：0120-0-78310 「なやみいおう」（無料・24時間受付）

メール：gakko-sodan@pref.nagano.lg.jp

② 子ども支援センター

・子ども専用ダイヤル：0800-800-8035（無料）

・大人用ダイヤル：026-225-9330

[月～土 10:00～18:00（日・祝・年末年始は休み）]

メール：kodomo-shien@pref.nagano.lg.jp

(2) 教職員を対象

① 教職員通報・相談窓口

封 書：〒380-8570 長野県教育委員会「通報・相談窓口」宛

メール：kyoin-tsuho@pref.nagano.lg.jp

② 子ども支援センター

大人用ダイヤル：026-225-9330

[月～土 10:00～18:00（日・祝・年末年始は休み）]

メール：kodomo-shien@pref.nagano.lg.jp